

令和5年4月27日

育児休業推進 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画
を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～ 令和7年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場
復帰をサポートする。

<対策>

- 令和5年4月～ 全社員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業
給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 令和5年5月～ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始

目標2：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間7日以上とする。

<対策>

- 令和5年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和5年 7月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に2回行う
- 令和5年12月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 令和6年 4月～ 社内報などでキャンペーンを行う